

香川県工事請負契約約款第 2 5 条第 6 項の運用について

(平成 2 6 年 2 月 2 1 日 2 5 技企第 5 6 2 3 9 号 土木部長通達)

香川県工事請負契約約款第 2 5 条第 6 項の規定（インフレスライド・デフレスライド条項。以下「インフレスライド等条項」という。）の適用に当たり、その具体的な運用については、下記によることとしたので通知します。

記

1. 適用対象工事

- (1) 約款第 2 5 条第 6 項の請求は、2. (3) に定める残工期が 2. (2) に定める基準日から 2 ヶ月以上あること。
- (2) 発注者及び受注者によるスライドの適用対象工事であるか否かの確認時期は、賃金水準の変更がなされた時（賃金水準の変更が入札公告又は指名（見積）通知から契約締結までの間になされたものにあつては、契約を締結した時）とする。

2. 請求日及び基準日等について

請求日及び基準日等の定義は、以下のとおりとする。

- (1) 請求日
スライド変更の可能性があるため、発注者又は受注者が請負代金額の変更の協議（以下「スライド協議」という。）を請求した日とする。
- (2) 基準日
スライド変更のための基準となる日であり、この日をもって、出来形確認、賃金水準、物価変動後単価の基準とし、請求があつた日から起算して、1 4 日以内で発注者と受注者とが協議して定める日とする。
- (3) 残工期
基準日以降の工事期間とする。

3. スライド協議の請求

発注者又は受注者からのスライド協議の請求は、書面により行うこととし、その期限は直近の賃金水準の変更から、次の賃金水準の変更がなされるまでとする。

4. 請負代金額の変更

- (1) 賃金水準又は物価水準の変動による請負代金額の変更額（以下「スライド額」という。）は、当該工事に係る変動額のうち請負代金額から基準日における出来形部分に相応する請負代金額を控除した額の 1 0 0 分の 1 に相当する金額を超える額とする。
- (2) インフレスライド額（増額）の算出は、次式により行う。

$$S_{\text{増}} = [P_2 - P_1 - (P_1 \times 1 / 100)] \times k$$

この式において、 $S_{\text{増}}$ 、 P_1 及び P_2 は、それぞれ次の額を表すものとする。

S_増：増額スライド請負工事価格（千円未満を切り捨てとする。）

P₁：設計工事価格から基準日における出来形部分に相応する設計工事価格を控除した額

P₂：変動後（基準日）の賃金及び物価を基礎として算出したP₁に相当する額

k：当初契約の請負比率

(3) デフレスライド額（減額）の算出は、次式により行う。

$$S_{減} = [P_2 - P_1 + (P_1 \times 1 / 100)] \times k$$

この式において、S_減、P₁及びP₂は、それぞれ次の額を表すものとする。

S_減：減額スライド請負工事価格（千円未満を切り捨てとする。）

P₁：設計工事価格から基準日における出来形部分に相応する設計工事価格を控除した額

P₂：変動後（基準日）の賃金及び物価を基礎として算出したP₁に相当する額

k：当初契約の請負比率

(4) インフレスライド及びデフレスライドは、労務単価、材料単価、機械器具損料並びにこれらに伴う共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等の変更について行われるものであり、歩掛の変更については考慮するものではない。

5. 残工事量の算定・出来形確認

(1) 基準日における残工事量を算定するために行う出来形数量の確認は、受注者から提出された図面及び数量計算書等に基づき実施すること。なお、このスライドに関する出来形確認は総括監督員が行うものとする。

(2) 基準日までに変更契約を行っていないが、書面により指示等が行われている設計量についてもスライドの対象とすることができる。（基準日以降の残工事量が対象数量となる。）

(3) 現場搬入材料について、材料確認を実施するなど、発注者が認定したものについては出来形数量として取り扱うこと。また、下記の材料等についても出来形数量として取り扱うことができるものとする。

- ・工場製作品については、工場での確認又はミルシート等で在庫確保が証明できる材料。
- ・基準日以前に配置済みの現地据付型の建設機械及び仮設材料等。（架設用クレーン、仮設鋼材など）
- ・契約書にて工事材料契約の完了が確認でき、近隣のストックヤード等で在庫確認が可能な材料。
- ・その他、材料確認等を必要としない現場搬入材料等。

(4) 設計数量に基づく出来形数量が把握できない工種についても、受注者側から提出された出来形の構成比率等を基に、出来形数量を算出することができる。

(5) 受注者の責めに帰すべき事由により遅延していると認められる工事量は、増額スライドの場合においては出来形部分に含めるものとし、減額スライドの場合においては出来形部分に含めないものとする。

6. 物価指数

発注者は、積算に使用する単価を用いた変動率を物価指数とすることを基本とする。なお、受注者の協議資料等に基づき双方で合意した場合は別途の物価指数を用いることができる。

7. 変更契約の時期

スライド額に係る契約変更は、精算変更時点で行うことができる。

8. 全体スライド及び単品スライド条項の併用

(1) 約款第25条第1項から第4項までに規定する全体スライド条項に基づく請負代金額の変更を実施した後であっても、本通知によるスライドを請求することができる。

(2) 本通知に基づき請負代金額の変更を実施した後であっても、約款第25条第5項に規定する単品スライド条項に基づく請負代金額の変更を請求することができる。

9. その他

本通達に定めのないものについては、土木部長が別途定めるものとする。

附則

1. この通知は、平成26年2月21日から施行し、適用する。